入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年６月16日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局副局長　中村　晃之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第６号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

大阪港北港南地区航路（－16m）等浚渫工事

⑶　工事場所

【大阪港】

（浚渫場所）

大阪府大阪市此花区夢洲東１丁目地先

（土砂投入場所）

大阪府岸和田市木材町地先

【武庫川】

（浚渫場所）

兵庫県尼崎市丸島町地先

兵庫県西宮市上田東町４丁目地先

（土砂投入場所）

大阪府岸和田市木材町地先

⑷　工事内容　本工事は、大阪港北港南地区航路（－16m）の浚渫工及び土砂投入工を施工するものである。また、武庫川の浚渫工、土砂投入工及び雑工を施工するものである。

⑸　工期　契約締結の日から令和６年３月22日まで

⑹　本工事は、施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑼　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑽　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑾　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⑿　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、近畿地方整備局港湾空港部ＨＰ等により公表する。

⒀　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。

若手主任（監理）技術者は、令和５年４月１日時点で満40歳未満の者とする。

⒁　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査、工事完成図書、施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

⒂　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

⒃　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型（工期指定）」の試行工事である。

⒄　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。

⒅　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する試行工事である。

⒆　本工事は、若手技術者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒇　本工事は、働きやすい職場環境を整備した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

(21)　本工事は、担い手育成活動を実施した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

(22)　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

(23)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(24)　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。

(25)　本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業）及び下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、下請契約を締結する受注者に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における令和５・６年度港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けており、決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上であること。）。

⑶　平成20年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。

なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５第２項に規定する工事成績評点表の評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・同種工事は、次のとおりとする。

⑴　特定ＪＶの代表者、経常ＪＶ、単体有資格者にあっては、グラブ浚渫船による航路、航路・泊地、泊地又は開発保全航路における浚渫工事で、次に掲げるａ）及びｂ）の要件を満たす施工実績を有すること。

ａ）計画土量45,000㎥以上／件を施工した工事

ｂ）計画水深－11m以深を施工した工事

※上記ａ）及びｂ）は同一工事の施工実績とする。

ただし、ａ）の計画土量はｂ）を満足する土量とする。